

令和5年度第3回
札幌市障がい者施策推進審議会
計画検討部会

議 事 録

日 時：2023年8月8日（火）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、傍聴される皆様へ事務局より注意事項をお伝えいたします。

この会議は、委員の議論の場でございますので、傍聴の方は発言ができません。録音、録画等もお控えください。

また、会議に対するご意見、ご感想につきましては、意見参加シートにご記入の上、事務局までご提出ください。

次に、委員の皆様にお願いがございます。

本日は、オンラインで参加されている方がいらっしゃいます。そのため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のっていただき、発言内容が分かるようにゆっくりお話してください。

発言の中で分からない言葉がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、主に知的障がいの方に対する取組ですが、3色カードを使用したいと思えます。青色が同意します、分かりますという意味でございます。黄色がもう少しゆっくり分かりやすく話してくださいという意味でございます。赤色が難しい言葉があり分かりません、ストップしてくださいという意味でございます。このカードを本部会でも使用いたしますので、部会の進行においてもご配慮いただきますよう、あらかじめよろしくお願いいたします。

なお、本日、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所が参加しております。議事録作成のために、録音、録画をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

最後に、障がいの特性によりましては、疲れやすい委員の方もいらっしゃいますので、本日の部会につきましては、途中で5分休憩を取りたいと考えております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ただいまより、令和5年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議時間は2時間を予定しておりますけれども、会議の進行状況によっては前後いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本部会は公開させていただいております。傍聴の方がいらっしゃいますことをご報告させていただきます。

本日は、12名の委員にご出席いただいております。石山委員におかれましては、オンラインにてご参加いただいております。

なお、増田委員は、本日も欠席でございますが、机前にお配りしておりますとおあり、あ

らかじめご意見をいただいております。後でご覧いただければと思います。

続きまして、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りしている資料は、資料1、資料2、参考資料1となっております。お手元の次第に配付資料を記載しておりますので、併せてご確認ください。

また、本日、荒川委員より追加資料がございますので、机上に配付させていただいております。

それでは、ここからの進行は、浅香部会長をお願いいたします。

浅香部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 議 事

○浅香部会長 皆さん、こんにちは。

いよいよ、本日は、4回開催のうちの3回目の部会となります。まだまだいろいろな意見が残っているのではないかと思いますけれども、本日はまとめの段階の部会としていきたいので、活発なご意見を下さいますよう、よろしくをお願いいたします。

まず、会議の進め方について確認いたします。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

また、3色カードの使用はもちろんのこと、発言の中で分からない言葉などがありましたら、その都度、遠慮なく申し出ください。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題1の審議事項、障がい者計画における重点取組（案）についてです。

資料1、資料2、参考資料1に基づいて、事務局より説明をお願いいたしますが、分量が多いので、半分に分けて議論したいと思います。

まずは、前段の基本施策1から基本施策5について、説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 私から説明させていただきます。

今回は、障がい者プランにおける障がい者計画について、基本施策に係る重点取組案について、その内容をご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、資料1の表紙をおめくりいただきまして、3ページ目をご覧ください。

あわせて、資料2も表紙をおめくりいただきまして、並べてご覧ください。

資料2の重点取組における区分の考え方は、資料1の3ページの表のとおりとなっております。

この表ですけれども、継続は、現行のさっぽろ障がい者プラン2018から継続して指定されて、同様に取り組むものとなっております。

拡充は、事業内容を拡大、充実させて重点的に取り組むものとなっております。

新規は、今回の障がい者プラン2024において初めて指定するものでございます。以

前から実施している事業もございますけれども、今回のプランに初めて掲載する事業も含まれておりますので、お含みおきいただきたいと思っております。

では、資料1の4ページをご覧ください。

基本施策1、差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止でございます。

5ページのグラフをご覧ください。

まず、上のグラフは、障がい児における差別経験の有無ということで、「差別を受けるなどいやな思いをしたことがある」という回答が45.1%ございました。およそ半数近い障がい児に差別経験があるという結果になっております。

下のグラフは、企業における改正障害者差別解消法の認知度でございます。2行目の「改正障害者差別解消法の内容（合理的配慮の法的義務化）を知らない」という回答が74%ございました。この結果から、企業における合理的配慮の法的義務化の認知は進んでいない状況でございます。

4ページに戻りまして、現状認識でございますけれども、これらのことから、1点目は、社会のあらゆる場面にといいるところですが、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する必要があると考えます。

2点目は、2021年には障害者差別解消法が改正されております。行政機関等や事業者においては、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められております。

3点目は、合理的配慮の提供に当たりましては、障がいのある方と事業者との間の建設的対話を通じて相互理解を深め、共に検討していくことが重要であると考えます。

4点目は、障がいのある方が地域で安心して生活を送ることができるようにということで、障がいのある方の様々な権利擁護の取組を進めていくことが重要と考えております。

これらについての重点取組ですが、資料2をご覧ください。

主に、この中から新規の取組について、簡単にではございますが、説明させていただきたいと思っております。

まず、5番は、障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発でございます。取組概要は、障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版を今年度中に作成いたします。その周知啓発を図ってまいります。

次に、6番は、改正障害者差別解消法の周知啓発で、今後、ポスター等を作成いたしまして、地下鉄駅や市有施設などに掲示してまいりたいと考えております。

7番、8番、9番は、心のバリアフリーの関連でございますが、心のバリアフリーをテーマとして、今後、出前授業や各種啓発のガイドブック、市民、企業などを対象に札幌市心のバリアフリー研修等を実施してまいります。

おめくりいただきまして、2ページ目です。

こちらの10番ですが、皆さんの資料はここが黒塗りになっていると思っております。こちらの黒塗りの部分は、現在、財政当局と調整中の項目でございます。また、外部に公表で

きない内容になっております。

11番は、多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発でございまして、街頭ビジョンでのコマーシャルなどを考えているところでございます。

続きまして、13番は、共生社会実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進でございまして、こちらは、接遇要領を改訂いたしまして、札幌市職員一人一人に市役所における理解促進を図ることを考えております。

基本施策1に係る主な取組は、以上でございます。

続きまして、資料1の6ページをご覧くださいと思います。

基本施策2、バリアフリー環境の整備でございます。

7ページのグラフを見ていただきたいのですが、バリアフリー化が必要な施設ということで、これを見ますと、多いものがやはり「市役所、区役所等の官公庁施設」や「病院、診療所等の医療施設」「スーパーマーケット」ということで、それら人が多く集まる場所におけるバリアフリー化のニーズが高いことが分かります。

下の図は、バリアフリー化が必要な設備でございますが、「建物への出入口（段差の解消、幅の確保等）」や「トイレ（車いす利用者対応トイレの設備、多機能トイレの設置等）」の要望が高いことが分かりました。

それに基づきまして、6ページ目の現状認識でございますが、障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現ということで、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進や、移動しやすい環境の整備、住環境の整備など、ユニバーサル施策について総合的に推進する必要があると考えております。

2点目は、障がいのある方の生活環境の整備に当たっては、札幌市福祉のまちづくり条例によりまして、福祉のまちづくりを推進していくことが重要であると考えます。

3点目は、昨年度、2022年に策定いたしました札幌市バリアフリー基本構想2022に基づきまして、札幌市全域のバリアフリー化を推進する必要があると考えております。

これらの取組に係る重点取組は、資料2の3ページですが、まず、26番の民間公共的施設バリアフリー補助事業でございまして、現在、実施しておりますが、2,000平米未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して改修費用の一部の補助を行っております。

続きまして、27番、28番は、福まち条例を通じたバリアフリー化促進でございまして、現在、福祉のまちづくり条例施行規則を改正しております、それに基づきまして、対象施設のバリアフリー化、マニュアルの改訂をしているところでございます。

基本施策2に係る主な部分は、以上でございます。

では、続きまして、資料1に戻っていただきまして、8ページ目になります。

基本施策3、情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実でございます。

こちら9ページのグラフでございますが、障害福祉サービス等に関する情報の入手先です。

こちらを見ますと、「インターネット（スマートフォン、タブレット等）」というのが下の米印にもございますが、前回の調査と比べまして、17%から21.5%と伸びております。これらのことから、スマホやタブレットによる情報の取得が伸びていることが分かりました。

次に、下の情報を入手する上で必要とする配慮で一番多いのが、「必要な情報を分かりやすく説明してくれる人材」ということで、29%となっております。こういう情報取得を支援する人材の育成が必要だということが分かりました。

8ページの現状認識ですが、1点目といたしまして、札幌市では、2017年に、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を施行してございまして、この条例に基づきまして、情報アクセシビリティの向上の推進と意思疎通支援の充実の必要があると考えております。

2点目は、2018年には、手話言語条例を施行してしております。手話は言語であると定めてございまして、こうした認識を普及していくことが重要だと考えています。

3点目は、国では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されております。情報アクセシビリティの向上を一層推進させていくことが重要だと考えています。

4点目では、障がいのある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成、確保、支援機器の提供のほか、IT機器の活用に配慮した広報手段の拡充等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があると考えております。

それらに係る重点取組でございますが、また、資料2を見ていただきまして、7ページ目をご覧ください。

番号は、60番でございます。重点取組といたしましては、子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充でございまして、手帳の対象とならない軽度、中度の難聴児の保護者に対しまして、補聴器の費用助成を行います。

62番、63番は、読書機会の創出でございまして、電子図書館の利用促進や図書施設の利用に困難を抱える方の読書環境を整備するための支援策等について検討を進めるものになっております。

続いて、おめくりいただきまして、8ページ目をご覧ください。

73番でございまして、カラーユニバーサルデザインの推進でございます。情報を正しく伝えるための指針としてガイドラインを策定しており、色弱者にも分かりやすい情報提供を促進いたします。

次に、74番の取組としては、障がいに配慮したSNSによる市政情報の発信でございまして、LINEなどのSNSによる広報媒体を活用などを行います。

基本施策3については、以上でございます。

また、資料1に戻っていただきまして、10ページ目でございます。

基本施策4、障がい等の理解促進でございます。

11ページのグラフでございますが、アンケート、障がいのある方に対する市民の理解でございますが、「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったく思わない」と、あまり理解が進んでいないと思っている方が68.6%いらっしゃいます。障がいのある方に対する市民の理解度は深まっていると言えない状況であると分かりました。

市民の心のバリアフリーの認知度でございますが、「知らなかった」という方が一番多くて48.6%でございます。

ちなみに、国の調査によりますと、全国民で知らないという方が38%ですので、札幌市のほうが認知度は低いという状況でございます。

これらからの現状認識ですが、10ページになります。

1点目は、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現という理念から、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、理解を一層深めていく必要があると考えます。

2点目は、特に学童期から障がいに対する理解が深まるよう、そのような取組を進めることが重要だと考えております。

3点目は、ヒアリングにおいて、障がい特性や必要や配慮等に関する理解の促進を図るとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を継続して進めていく必要があると考えます。

4点目は、地域住民等のボランティア活動に対しまして、市民団体等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進することが重要と考えております。

そこで、また、資料2に戻っていただきまして、基本施策4ですが、9ページ目の82番をご覧ください。「人間尊重の教育」推進事業というところで、教育委員会でございますが、人間尊重の教育について、子ども一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりの推進を図るとしております。

基本施策4についての主なものは以上でございます。

また、資料1に戻っていただきまして、12ページ目でございます。

基本施策5、自立・相談の支援でございます。

13ページのアンケート結果でございますが、希望する生活をするために必要な事項ということで、一番多いのが「年金や手当、経済的な負担の軽減」で、次に多いのが「高齢になっても安心して生活できること」ということで、このような環境が求められていることが分かりました。

下のグラフですけれども、事業所における職員数の充足状況でございます。およそ半数の事業所が目標とする職員数を充足できていない状況であることが分かると思えます。

そこで、12ページの現状認識でございますが、1点目は、やはり障害福祉サービスの質の向上や経済的支援等に取り組むことが重要であると。

2点目は、障がいのある方が自らの決定に基づき、孤独・孤立に至らないよう総合的な

相談支援を提供出来る体制の構築が求められております。

3点目は、ヒアリングでは、ケアラー、ヤングケアラーなど、障がいのある方の家族等支援につきまして、必要な支援につなぐとともに、その負担軽減を図る観点も含め、必要なサービスの提供体制の確保に取り組むことが重要であると考えます。

4点目は、障害福祉サービスの質の向上の観点では、専門的な技術や知識を有する人材確保と人材育成が求められていることから、障害福祉サービスに対する魅力発信のほか、福祉分野で働く市職員の育成、障害福祉サービスを提供する事業者に対する研修や新たな事業者指定の仕組みの導入も検討する必要があると考えております。

その取組内容ですが、資料2の11ページ目をご覧ください。

102番でございます。重点取組、事業所の質の向上ということで、地域ニーズを踏まえた障害福祉サービス指定の仕組みの導入について検討し、質の向上に努めたいと考えています。

次に、105番、重度障がい者等就労支援事業でございます。重度障がいがある方に対して、通勤時や職場等において、重度訪問介護と同等のサービスを提供できるような支援を実施いたします。

続きまして、107番、重度心身障がい児者等受入促進事業でございます。看護師職員配置に係る人件費や医療機器の購入の補助、重度心身障がい児、医療的ケア児、ケアを要する障がい者の受入数の増大を図っていきたいと考えております。

続きまして、おめくりいただきまして、111番の複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築でございます。こちらは、これまでの体制では十分な支援が行えなかった世帯に対しまして、組織横断的な支援を目的といたしまして、区役所の保健福祉部に新しく支援調整課を設置するものでございます。

続きまして、112番のヤングケアラー支援の推進でございます。このたび策定いたしましたガイドラインに基づきまして、当事者同士の交流の場の開設や情報交換や交流、専門の専用窓口を設置するものでございます。

続きまして、13ページ目、121番でございます。こちらは、福祉を担う人材確保・人材育成の拡充でございますが、障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施でございます。新卒者等に対しまして、障がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を行ってまいります。

基本施策1から基本施策5の説明は、以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、各委員からご質問などがありましたら、挙手等をしてご発言をしたいと思います。

○荒川委員 相談支援部会の荒川です。

もしかしたら、これは法律名が違うのかなと思ったのですが、資料1の4ページ目の差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止の下から3行目に当たるところで、「障がいのある方の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」とあるのですが、

多分、これは法律名だから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」になるのかなと思いました。

それと、当日になりまして申し訳ありませんが、先ほど資料をお配りしました。

それで、改正されてからこの会議の中で最新のものが出回っていなかったもので、今日、持ち込みました。

一つは、カラー版のほうは、第1回のこの部会の中で案として出たものですが、案が取れたので、お持ちしています。

もう一つは、障害福祉サービス等及び障がい児のというところの基本的な指針で、これも障がい者プランには大事な指針を参考にするとされていると思うので、お持ちしております。

今日は協議会の委員の方もいらっしゃっているので、また後で、この資料も参考にさせていただきながら、意見を出していければなと思っております。

○浅香部会長 事務局、二つ目は参考にさせていただきたいということですが、一つ目についてはいかがですか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 調べて修正いたします。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○近藤副部会長 自立支援協議会の近藤です。

何点かあるのですが、まず、資料1の基本施策2です。

こちらは、現状認識の移動しやすい環境は、協議会でもプロジェクトチームが立ち上げられて大きく言われていたところで、ぜひ取り組んでいただきたいです。

物理的な移動に関するバリアのお話が多かったかなと思うのですが、やはりプロジェクトの中では、支援者が少なく移動が難しいという課題も上がっていたので、後半の部分と重なってくる内容かと思うのですが、移動と絡めつつ、そういった点に関しても確認いただけたらうれしいというところで、1点触れさせていただきました。

もう一点ですが、基本施策5の自立生活や相談支援は、かなりボリュームもあって重要視されているのかなとは思っております。

やはり、これも協議会から出ているのですが、重度の障がいがある方に関する自立した生活の促進が大きな課題になっていて、障がい重い方は地域で生活したくても受皿がかなり少ないというお話がいろいろ出ておりました。ですので、その辺りもぜひ進めていただきたいと考えております。

重要取組の番号が今さっと出てこないのですが、新規で事業所等を立ち上げる際に、重度の方を受け入れる場合の補助的などを掲げていただいている、この辺は大変ありがたいなと思います。できれば、新規の立ち上げ、施設の整備だけではなくて、改修といった側面も補助をいただけたら、もしかすると既存の事業所が新たに重度の方を受けられる体制が作りやすくなるのかなと思いましたので、そういった視点ももし可能であれば盛り込んでいただけたら、重度の方がより安心して地域で生活できるのかなと思いま

た。

まず、2点をよろしく願いいたします。

○浅香部会長 今の2点、移動支援についてと重度障がい者の自立促進についてということで、資料2で該当する項目があるかどうか、教えていただければと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） まず、基本施策2のバリアフリー環境の整備ですが、支援者の育成に関しましては、例えば、番号で行くと、124番や125番で、ボランティアの方に対する機材の貸し出しや、人材育成のための研修等を考えているところでございます。

あとは、126番もさぼーとほっと基金などの活用によりまして、そういった支援を行う市民、活動団体に対しての支援を実施することも今回盛り込んでおります。

○事務局（渡邊自立支援担当課長） 障がい福祉課自立支援担当課長の渡邊です。

2点目の重度心身障がい者等の受入れのための設備改修費が既に事業として実施しているところですので、引き続きそういったものも活用しながら受入れ促進を進めていきたいと考えております。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○時崎委員 重症心身障害児（者）を守る会の時崎です。

二つありまして、一つ目の差別の解消、心のバリアフリーにすごく力を入れているのかなというのが分かりまして、とてもありがたいと思いました。

私たちがやはりすごく差別を感じるがあったのです。本当に家のすぐ隣が小学校で、出かけようと思ってバギーに乗って外に出るのですけれども、同じくらいの年代の子たちにじろじろ見られて、汚いものを見られるように見られて、悪口も言われていたのです。

私の子は養護学校に通っていたのですけれども、札幌市の教育委員会でやっている地域交流という一般の小学校と交流する事業がありまして、思い切ってそこに行ってみたのです。そうしましたら、校長先生が、生まれたときに重い障がいを負ったのだけれども、みんなと同じように頑張っている子がいますと私の子を紹介してくれたのです。そうしたら、みんな拍手で迎えてくれて、その後、家の外に出たら、あっ、〇〇君だというふうになって、急に何かすごくみんなが温かい目で見えてくれるようになったのです。地域交流に行く前は、本当に家を出るのが怖かったのですけれども、今度は人気が出過ぎて、家を出たらわっとみんなが囲んでくれるので、それで時間をずらすようになったぐらいがらっと変わったのです。やはり、教育や研修をやってくれるだけで心のバリアフリーがぐっと進むので、力を入れてくれることはとても感謝していますし、引き続きお願いいたします。

もう一つは、バリアフリーで、改修にいろいろ予算を出しているみたいですが、重度の障がいの場合、車椅子用のトイレがあっても、ユニバーサルシートがないと、おむつを交換するのが大変なのです。大きくなるとベビーシートではもう足りないですし、バギーの上で取り換えられる人はいいのですけれども、バギーから移動しておむつを交換するものですから、できればユニバーサルシートを入れてもらえると助かりますというこ

とをひとつお話ししておきたいと思います。

これは札幌市ではないのですけれども、新しくできたエスコンフィールドにはユニバーサルシートがなかったのです。札幌ドームにはトイレにユニバーサルシートがあったのに、エスコンフィールドにはないと重心を守る会のみんなでびっくりして、要望し続けていたらつけてくれたのです。まだついていないトイレもあるのでありますが、何か所かにつきました。本当にこれがあるとないとでは全然違うのです。長い時間観戦できるか、できないかにすごく関わってきました、おむつが換えられないとたふたふになっているような状態で、でも、試合は延長に入ってしまうというような状態だったのです。

もしスペース的に大丈夫そうなら、ユニバーサルシートも覚えておいてもらえると助かるかなと思いました。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○松本委員 自立支援協議会の就労支援推進部会の松本です。

意見というか、質問ですけれども、資料2の101番に集団指導のことが書いてあります。なかなか個別の監査ができない中で、集団指導がなされているのだろうと想像していますけれども、その際に、例えば、札幌市もしくは厚生労働省等から出ている通知や基準について、改めてきちんと伝えていただくことをお願いしたいと思っております。

例を挙げますと、就労定着支援事業が始まって3年たつ頃、それぞれの就労定着支援事業所から一律に全員をナカポツで引き継ぎをお願いしますと来て、大混乱をしたことなどもありました。ちゃんと通知を読んでいただければ、そんなことは起こるわけがないということが起きていることを捉えて、集団指導等でしっかり伝えていただければというのが1点です。

それから、私は、サービスの質にこだわって、ずっと意見をさせていただいていますが、個別の事業所の指導監査は、事業所の皆さんからは恨まれるのかもしれませんが、そこはしっかりとやっていただきたいと考えております。そこは数値化や割合、目標というわけにはいかないのかもしれませんが、その辺りもしっかりと進めていただきたいと思います。

監査をいただく職員が人員不足でかなり大変だという話も聞くので、その辺りのことも考えていただけるといいなとひとつ思いました。

続けて、下の102番、地域のニーズを踏まえた指定の在り方について検討をということをも明記していただいて、ありがたいなと思います。多分、札幌市のサービスの状況を見ると、余っていて経営が苦しくなっている、利用者が確保できないぐらいすかすかというサービスと、全然足りていなくて実はもっと拡充してもらったほうがいいよねというサービス、もちろん、それは経営者側は単価等を見ながら経営を考えて指定をもらうのだと思うのですが、例えば、足りていないサービスも併せて実施する、就労継続支援B型の指定をもらいたいだけでも、札幌市で足りていない相談支援事業もやります、ヘルパーもやりますというところは優先的に指定をもらえるということであったり、バリアフ

リーがしっかりなされていて重度の方も通所が可能なところを優先して指定していただくと。私は、就労支援をやっていますので、A型、B型に求められている就労支援の努力義務、求職活動、一般就労に向けた支援をしっかりとやっていこうと思うところが優先的に指定をもらえるなど、何か地域全体のサービスの種類やボリュームのバランスをここで少しはかっていくことができるのではないかと思った次第です。

加えて、これは質問ですけれども、多分、今は書類がそろっていると自動的に更新されてしまうのだと思うのですが、更新のときにもきちんと確認いただきたいと考えております。先ほども言いましたように、監査が実施されていないまま、更新だけするするっと通ってしまうということではなくて、更新のときに、監査とまではいかないでしょうけれども、本当にいいサービスを提供していただけているのか、地域事情から考えるとこういうこともぜひ頑張ってもらいたいなど、指定の仕組みだけではなく、更新の仕組みも含めて何か検討いただくことができるかを聞きたいと思いました。

それから、105番は新規となっていますが、2年前から予算を取って頑張って動き出していると思います。まだ全然手もつけていない市町村がある中で、札幌市は頑張っていると思います。

ただ、やはり重度障がいがあることによって働くことを諦めてしまっている方や、雇うのは難しいと思われている企業の方、私たち支援者や学校の先生もまだまだこの制度自体を知らないで使えていない現状があるだろうと思うので、ぜひ周知等も含めて継続していただければありがたいと思います。

○浅香部会長 事務局から答えられることがあればお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 最後の重度障がい者の就労支援ですけれども、現在、10件程度申請があります。自営の方と勤めている方、半々ぐらいですけれども、ぜひ会社にも周知徹底を図っていきたいと考えております。

○事務局（渡邊自立支援担当課長） まず、集団指導につきましては、貴重なご意見をありがとうございます。

我々としても、事業所の皆さんが困らないように、ふだんはホームページでお知らせしたりメールを送ったりしているのですけれども、集団指導の中でもタイミングよく通知等をお知らせしていきたいと思っております。

それから、個別の指導監査は、限られた人員の中でできるだけ効率よく回れるように取り組んでいるところですので、あまり答えにはなっていないのですけれども、引き続き頑張っていきたいと思っております。

次に、指定の在り方については、どういうものにするかというよりは、今後検討を始めていくところですので、いただいたご意見も参考にしながら具体的な検討をしていきたいと思っております。更新についても、ご指摘のとおり、書類がそろっていれば更新します。指定も同じような感じですが、そういった中で、できるだけ利用される方が適切な支援を受けられるような形になるようにできることはないか、考えていきたいと思っております。

○浅香部会長 私も全部を読んだわけではないのですが、102番の語尾が「検討します」となっていますが、ほかにも「検討します」という項目はあるのですか。大体は「実施します」や「図ります」という言葉ですが、3年間、6年間ずっと検討して次の策定委員会のときにも検討しますというくだりだと困るので、頑張りますという札幌市の姿勢をもう少し見せてもらえるような語尾にしてもらえればありがたいなと思いました。

特段、回答は要りません。

時間の都合もありますので、前段はここで終わりにして、最後に全体を通して意見をいただきたいと思います。

冒頭に事務局からご説明がありましたけれども、ここで5分程度、休憩したいと思います。

[休 憩]

○浅香部会長 それでは、会議を再開いたします。

議題1の審議事項、障がい者計画における重点取組（案）についての後段、基本施策6から基本施策10につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） では、基本施策6から説明させていただきます。

資料1の14ページでございます。

こちら15ページのアンケート結果をご覧いただきたいと思いますが、現在受けている医療の状況ということで、「定期的に通院している」方がかなり多くいらっしゃる事が分かりました。

精神科病院入院患者が通院したくない理由といたしましては、「病状が不安だから」「退院して環境が変わることに不安があるから」という二つが多いことが分かりました。

それに基づきまして、14ページの現状認識でございますが、障がいのある方が必要な保健・医療サービス、リハビリテーションをいつでも安心して受けることができるよう、保健・医療体制の充実、重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要と考えます。

2点目は、子どもが健やかに育つようにきめ細かな相談を受けられるような体制の整備が必要ということでございます。

3点目は、精神障がいのある方を地域の一員として、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があるということが大事だと考えております。

4点目は、2015年に施行されておりますいわゆる難病法に基づきまして、それぞれの特性に応じたきめ細やかな対応など、福祉サービスの充実を図っていく必要があると考えております。

それらの重点取組の例でございますが、資料2の14ページ目をご覧いただきまして、132番、赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業でございまして、先天性難聴の早期発見のため、

適切な療育につながる体制を整えるということになっております。

基本施策6の主なものについては、以上でございます。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、基本施策7の安全・安心の実現でございます。

17ページのアンケート結果でございますけれども、防災における不安のところが一番多いのが「避難場所で必要な支援を受けられるか不安」となっております。

下のグラフですけれども、避難場所への要望といたしましては、一番多いのが「一般避難場所で、十分な飲料水や食料などを確保してほしい」、2番目といたしましては、36.6%の「一般避難場所で、障がいの特性や程度に配慮した対応をしてほしい」ということでございます。これらの要望、対応が求められていることが分かりました。

それに基づく現状認識でございますが、16ページ目の1点目は、障がいのある方が地域において安全・安心に暮らすことができるよう災害に強い地域づくりを推進していくことが重要でございます。

2点目は、基本法の改正によりまして、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や、福祉避難スペースを含む避難場所、福祉避難所の確保に向けた取組の推進、避難場所において、障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるようにすることが重要と考えます。

3点目は、冬期間も安心して生活できるよう除排雪などの取組の推進が大事であると。

4点目は、障がいのある方を犯罪被害や消費者被害から守り、トラブル防止に向けた取組を進めるとともに、孤立・孤独を防ぐ取組が求められているということが現状認識でございます。

これらに対する事業ですけれども、資料2の16ページをご覧ください。

158番は、災害対策用品購入費助成事業で、例えば、人工呼吸器などを使用している方への非常用電源装置を購入する費用の助成を実施しております。

続きまして、17ページの169番の地域における見守り活動の推進ということで、ひきこもり対策推進事業でございます。ひきこもり地域支援センターを設置いたしまして、本人の社会的自立に向けた支援を行ってまいります。

基本施策7の主なものは、以上でございます。

続きまして、また、資料1にお戻りいただきまして、基本施策8の療育・教育の充実でございます。

19ページのアンケート結果でございますが、今後の教育や療育において注力すべき事項といたしまして、一番多いのが「障がいに応じた教育内容の充実」で、次に多いのが「通常の学級、保育所、幼稚園への受け入れ体制の充実」でございます。障がいに応じた教育内容と併せて通常教育学級などの受け入れ体制の充実が現在求められていることが分かりました。

下のグラフでございますが、障がい児や家族が希望する生活をするために必要な事項で

一番多いのが、やはり「年金や手当、経済的な負担軽減」でございます。

18ページ目のそれらに基づく現状認識でございますが、1点目は、医療的ケアを必要とする子どもや重度・重複障がいのある子どもを含む障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要がございます。

2点目は、2021年の医療的ケア児支援法が施行されたことに伴いまして、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む必要がございます。

3点目は、障がいのある子どもが学校において合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが大切でございます。社会の一員として包み支え合う環境づくりを進める必要がございます。

これらに対する主な取組でございますけれども、資料2の19ページをご覧ください。

185番、186番の保育所、公立保育所、私立保育所への看護師配置の補助でございますが、医療的ケア児の受入れのため、看護師配置に対して補助を行うものでございます。

続きまして、20ページの191番の学校施設バリアフリー化整備事業でございますが、バリアフリースイールの整備やエレベーターの設置に関する補助を行ってまいります。

192番は、医療的ケア児への支援体制の確保ということで、支援が必要な全ての学校に看護師を配置することにしております。

続きまして、21ページの200番、重点取組といたしましては、小児慢性特定疾患児童等自立支援事業でございます。今後、相談体制の強化を図る、ニーズに応じた各種事業、就職支援や家族交流会等の実施を行うこととしております。

基本施策8の主なものは、以上でございます。

では、また資料1に戻っていただきまして、20ページ目、基本施策9の雇用・就労の促進でございます。

21ページのアンケート結果でございますが、仕事を始めるために必要な事項で一番多いのが「自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある」で、こういった場を探すことへの支援が必要とされております。

次に、仕事を続ける上での困りごとですが、一番多いのが「給料が少ない」で、それから、「仕事の量が多い・勤務時間が長い」というところで、仕事を続けていく上では、給料や勤務時間など、待遇面での向上が求められていることが分かりました。

20ページ目のそれに基づく現状認識ですが、障がいのある方が地域で自立した生活を営むためには就労が重要であるということで、働く意欲のある方がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう多様な就労機会の確保の必要があると。

2点目は、障がい者雇用の促進に向けてはということで、企業等に対する障がい者雇用に関する情報提供の充実、理解の促進、雇用の場の確保に向けた取組が求められております。

3点目は、就労支援事業所など、福祉的就労の場の充実や賃水準の向上が求められております。また、一般就労した障がいのある方の職場定着に向けまして、継続的な定着支

援を行うことが必要でございます。

4点目は、障害者優先調達推進法に基づきまして、障がい者支援施設の受注機会の増大といった取組を推進する必要があると考えております。

それに基づく主な重点取組でございますが、資料2の21ページ目でございます。

208番は再掲でございますが、重度障がい者の就労支援事業でございます。

基本施策9の新規の事業については、以上でございます。

続きまして、資料1にお戻りいただきまして、最後の基本施策10でございます。

22ページの文化芸術・スポーツ振興でございます。

アンケート結果ですが、文化芸術活動の推進に必要な事項といたしましては、「文化芸術施設のバリアフリー化を進める」と、「作品等を発表する機会を増やす」といった支援が求められているところでございます。

下の結果、読書推進に必要な事項でございまして、これはやはり「読書に興味を持てる機会を増やす」ことが必要ということが分かりました。

現状認識でございますが、22ページの1点目は、障がいのある方が自らの選択によりまして、それぞれの興味関心、生活状況に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要であると考えます。

2点目は、いわゆる障害者文化芸術推進法を契機といたしまして、全ての障がいのある方の芸術及び文化活動への参加、障がいの有無にかかわらず、全ての国民がひとしく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が求められております。

3点目は、障がい者スポーツにつきましては、誰でもが障がいスポーツを楽しめる機会をつくる必要があるというふうに考えます。

4点目は、障がいのある方が文化芸術活動やスポーツを行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境整備が求められております。障がいのある方とない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要であると考えております。

これらのための重点取組でございますが、資料2の22ページをご覧ください。

まず、219番は、障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施でございますが、障がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコンサート等のイベントを行います。

続きまして、23ページの220番、札幌国際芸術祭における取組でございまして、今後の国際芸術祭や関連事業におきまして、障がいのある方も含め、誰もが参加できる取組を今後も検討してまいります。

次に、最後の24ページの230番は、障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進でございまして、障がい者スポーツ専用学校開放校を設けるということで取組を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○浅香部会長 ただいまの事務局説明につきまして、各委員からご意見、ご質問等があれ

ば、お願いしたいと思います。

○斎藤委員 自立支援協議会子ども部会の斎藤です。

私から質問が1点、意見が2点ございます。

質問1点は、資料2の169番、ひきこもり対策推進事業についてです。

ひきこもり対策事業は、従来から行われてきたと思うのですが、担当部が私の記憶では子ども未来局子ども育成部で行ってきたと思うのですが、今回の担当部が保健福祉局精神保健福祉センターになっております。これはどういう理由なのかを教えてくださいたいです。

次に、意見ですが、一つは、このひきこもり対策推進事業は、従来の札幌市のひきこもり対策推進事業は大きく分けて二つ、一つはひきこもり地域支援センターをこころのリカバリー総合支援センターに委託して行ってきたと思います。これは、これでよろしいのですが、もう一つ、例えば、NPOのよりどころに委託して一部当事者団体のピアサポーターを活用していると理解しております。

ひきこもりは必ずしも病気ではないし、必ずしも精神障がいではありません。いろいろな方がおりまして、ここのところを間違っただけで対応してしまいますと、本人の尊厳を著しく傷つけることもあると思います。ひきこもりは、あくまでも治療の対象として見るのではなくて、医学モデルから社会モデルの転換という意味で、ひきこもりを生み出した社会的な環境要因を分析しながら、本人たちが持っている意欲や能力を引き出していくという考え方が必要だと思います。ぜひ、ひきこもり地域支援センターに委託したから終わりではなくて、ひきこもり当事者が支援者になるというピアサポーターのような考え方を導入して、そこに予算をつけていただきたいと思います。

意見の二つ目は、174番の児童発達支援センターについてです。

これは従来からありますけれども、空白区もございます。例えば、私が児童デイをやっている白石区にはございません。こういう地域の偏りというのですか、児童発達支援センターの空白区をどうするのかということが何も触れられていないことと、今回、こども家庭庁ができて、その中で児童発達支援センターの機能を充実するとうたっております。それにぜひ対応していただきたいということで、取組概要の中に文言として地域におけるインクルージョン推進の中核機関であることをうたっていただきたいと思います。そして、できるならば、区分を継続ではなくて拡充にいただきたいと思いますというのが私の意見です。

○浅香部会長 事務局、回答があればお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 169番のひきこもり地域支援センターは、子ども未来局から精神保健福祉センターに移管されています。

○斎藤委員 少なくとも、平成31年度、2019年度は子ども未来局でやっていたと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 理由については、調べて次回お答えしたいと思います。

そのほかの点は、ピアサポーターの導入は担当に伝えたいと思います。

それから、白石区の児童発達センターの空白区のお話は、検討させていただきたいと思います。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○菅原委員 前に遡って申し訳ないのですが、資料2の110番と111番は新規ということで書かれていまして、今の段階で分かる具体的なことがあれば教えていただきたいのが1点です。

それから、もう一つは、たしか審議会で出たのですが、今、札幌市において児童の精神科病棟に入院している方が50人以上いるという話を聞いたのです。その児童たちが教育を受けられていない状況があって、それは精神科ではないほかの身体の病気の入院の児童は受けられるのだけれども、たしか教育委員会からの決めで受けられていないと聞いたのです。それは人権的に問題だとずっと考えていたので、現状はどうなっているのか、すぐには回答できないことだと思うのですが、次回で結構ですので、この場で教えていただきたいと思いました。よろしく願いいたします。

○浅香部会長 課長、答えられるところがあればお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 110番の新規は、前は障がい福祉計画にございまして、今回は障がい者計画としては初めて掲載するという意味で新規にさせていただいております。内容は、特に変わる場所は今のところございません。

111番は、今現在、4区で支援調整課をつくって複合的な支援を行っているのですけれども、今後、この4区での状況を見ながら全区に拡充していきたいと考えております。

制度のはざまに入って、障がい福祉で高齢福祉が受けられない、生活保護までも至らないような世帯に対して、行政の支援を何らかの形でしていくための新たな組織でございます。

最後のご質問にありました児童精神科に入院している方々の教育ですけれども、現状は分かりませんので、調べて次回にお答えさせていただきたいと思います。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○原田委員 札幌みんなの会の原田千代子と申します。

一つ目は、入所施設から地域移行と書いてあると思うのですけれども、入所施設から地域移行をするために必要なことは、やはり福祉サービスが入所施設に入っている仲間には分かりません。そういう説明もないから、入所施設の中にいていいのだ、死ぬまでそこにいなければいけないのかなと私は思いました。

私は、こうやって地域の中で福祉サービスを使いながら一人暮らしをしています。ただ、役所の人は、地域でこうやって暮らすために福祉サービスが使えるという説明はしません。

使えるサービスの中でもいろいろあると思うのです。ヘルパーが使えるサービスや、どこかお出かけする移動の支援など、そういう取組の説明はしないと、施設に入っている仲間は分からないと思います。

もし入所施設に入っている仲間が地域に出たいけれども、何があるのか分からない、アパートを探すのも大変です。障がいがあるからアパートは貸せないと言われたときに、何ぞと思うのです。私は、入所施設の経験はないのですけれども、一人暮らしするアパート探しはすごく大変な経験をしたことがあるので、やはりそういう分かってもらえる支援者や役所の人、仕事がなかったら生活保護があるのだよという手続の仕方を教えてあげれば、できるのではないかと考えています。

もう一つは、教育のことですけれども、教育で支援学校と普通の学級の中で区別していると、障がいを持っている人に会ったときに、どんな対応をしたらいいのか、分からないと思うのです。あの子は障がいを持っているからいじめの対象にすればいいと。だって、障がいを持っていても人間です。障がいがあっても一人の人間なのに、同じ人間の人がいじめの対象にされるというのがすごく大変なことだと思っています。

私も、今は、相談支援事業所を使っています。それまでは相談支援事業所はどのようなところが分からなかったのですけれども、たまたま相談支援事業所を使っている仲間の話を聞いて、相談もちゃんと乗ってくれるし、福祉プランの計画も相談に乗ってくれてくれるし、そういうことがあればいろいろなことができるかなと思っています。

もう一つは、孤独の話ですけれども、大分前に、白石で姉妹が孤立死したことがあったのですが、そのお姉さんは保護課に3回も相談しに行っているのです。窓口の人は、生活保護の手続を教えない、ただ、申請してくださいと言われても申請できません。申請も結構難しい言葉ばかりあって、どういうものをそろえればいいのかも分かりません。結局、お姉さんは病気で亡くなって、妹さんは福祉サービスを使えるはずなのに使っていませんでした。だから、生活保護を受けていたら生きていたのかなと思っているし、サービスも使えていたのかなと思いました。

もう一つは、津久井やまゆり園という入所施設に入っていた仲間、地域で一生懸命一人暮らししている人もいます。やはり、そういうことができるのだということを、親や役所、障がい福祉課の人にも分かってほしいなと思います。できないと思わないでほしいと思います。できないと決めつけられると諦めてしまいます。本人はこういうことをしたいのです。だけど、やれないから駄目と言われて諦めてしまいます。それを相談できる人が乗ってあげれば、そういうこともいろいろできると思っています。

○浅香部会長 原田委員のこれまでの貴重な人生経験からのご意見でした。今後の施策に組み入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

○長田委員 親の会クローバーの長田です。よろしくお願いいたします。

基本施策7と基本施策8で意見を申し上げたいと思います。

基本施策7の資料1の防災における不安で一番多かった「避難場所が必要な支援を受けられるか不安」で、災害が起こったときに、まず、地域の小・中学校が避難場所として挙げられますが、そこを通さずに支援を必要とする子どもや大人がダイレクトに適切な避難

場所に移動できるような支援体制やシステムがあったらいいなと常々思っているところです。

1 回目のときに申し上げたかと思うのですが、特別支援学校、高等支援学校がありますけれども、そういうようなところで受入れ体制をしていただけないかと思っているところです。

もう一つ、次に、基本施策8ですが、資料2の195番、発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援云々と書いてあって、2行目で「『学びのサポーター』の活用により」とありますが、ここに「まなびの教室」を入れていただきたいと思います。

それから、196番、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備を推進します」とありますが、通常学級の中には特別な支援を必要とする子どもたちが6.5%もいるので、ここに、通常学級で特別な支援を必要とする子どもたちへの体制を整備するというような文言も入れていただけないかなと思います。

それから、201番、市立高等支援学校のことが書いてありますが、市立普通学校においても支援を必要とする子どもたちがいるということで、就労支援のみならず、進学に関しての支援もやはり入れたほうがいいです。進学しても、その先のことでとても苦勞している子どもたちが多く、そういうようなところも入れていただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

○浅香部会長 事務局で何か答えられることがあればお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 後半は、教育委員会に伝えて検討を進めていきたいと思ひます。

それと、最初にありました要配慮者二次避難所に直で行けないかという話ですが、最初にお配りしたパンフレットに書いてあるとおりでございます。直接行けないかという要望があるということで、担当にも伝えておきます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

基本施策6の資料2の131番の乳幼児健康診査で、4か月児、10か月児の段階で早期発見というのはすごくいいと思うのですが、その先のドクターについて、私は、道の会議に出たときに、新規の方は1年待ちで、軽度の場合は、では、いいかといってわからないで、その先に2次障がい起きるといふ現状があるという話を聞きました。それは道だったので、札幌市ではどういふ状況でしょうか。

私どもの会でも聞いていたら、年金申請でも、前まではここかこのドクターは書けるといふ話だったので、コロナ禍になって鬱などの患者が多くて、札幌市内も本当に新規を受けないという現状が見受けられるのです。

ですから、早期発見は本当に大事ですが、その後につながっていかないと、結局、発見されても、では、その後は自分たちはどうしたらいいのという形になるのです。これ

に関しては、病院の関係ですから調べてもらうというか、どんな感じなのかを見てほしいなと思いました。

○浅香部会長 ほかにございせんか。

○荒川委員 相談支援に関わるところです。

基本施策5の98番の継続になるかと思うのですが、皆さんもご存じのとおり、相談支援事業所は委託相談、基幹相談支援センター、計画相談があります。

それで、本日お配りした基本指針にあるのですが、札幌市は基幹相談支援センターが1か所しかありません。それで、今、札幌市内に委託相談支援事業所が18か所あるのですけれども、ほかの政令市では、それが基幹相談支援センターの役割を果たしているところもあるのです。どちらかという、数が多いのが主流かなと思っております。

その中で、1か所でも1か所なりのやり方をすればよろしいかとは思うのですけれども、基本的な指針の10ページの9行目にもあるとおり、基幹相談支援センターの役割、業務として、今後、相談支援事業の従事者に対する相談業務が法律上で明確化されたり、あとは、15行目の「相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び」と書いてあるところに、「地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を行う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保する」と載っていますので、この辺を少し検討していただけたらと思います。

検討というのは、実は、委託相談支援事業所と基幹相談支援センターの役割が重複するところがあります。業務の中で地域づくりと言ってしまうと漠然としているのですけれども、例えば、指定相談支援事業所が機能強化型体制加算というものを取れるようにするためには、地域で事例検討会や研修会を開催するのですけれども、それは基幹相談支援センターでも委託相談支援事業所でもできることになっています。いろいろなところで委託相談支援事業所が国の示している基幹相談支援センターと同じような役割をする場面もあるのです。

そういうところで役割分担をしていかないと、ただでさえ忙しいのに、業務が重なると非常に逼迫するところももちろんあります。とはいえ、基幹相談支援センターが1か所でそこまでできるのかということもあります。この辺、構造自体を考えていただけたらなと思っております。

○浅香部会長 それでは、意見として承っておきます。

それでは、次の議題に踏み込ませていただいて、余裕があれば全体を通してまたご意見をいただきたいと思います。

議題2の審議事項のその他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） その他でございます。

これは資料がないのですが、前回の議題にございました障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中の独自設定項目で、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合が100%という目標があったと思います。その取扱いについてですけれども、

今回、皆さんからご意見いただいた結果を踏まえまして、今回のプランでは独立した項目とするのではなくて、本文の中の市長の前文挨拶の中や本文の中に盛り込むというふうにしたいと考えております。

事務局案としてそのように考えておりますので、よろしいかどうか、意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○浅香部会長 今のご説明について、前回、100%にしたらどうかと余計なことを言ってしまうと、不可能だろうという話で議論をしていただいたところです。数字的なことは設けなくて、善処していくという形ですね。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 本文の中で、暮らしやすいまちであるという方を増やしていきたい、ほぼ100%に近づけていきたいということを入れたいと思っております。

○浅香部会長 いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 賛同を得ましたので、そのようにお願いいたします。

その他について、ほかにございませぬか。

○荒川委員 重点取組について、全般的に見て、改正精神保健福祉法に適合していないと思っているところが何か所かございます。

令和3年から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討会が立ち上がっておりまして、私と菅原委員が委員になっております。

これで言うと、主に113番、114番、115番、116番に関わるのかなと思うのですが、改正精神保健福祉法と障害者総合支援法で、入院者訪問支援事業がもう始まっております。これは、地域生活支援の促進事業という国の事業で、市町村は任意になっておりますが、札幌市内は精神科が37か所あります。精神科もかなりあって、入院者も多い中で、これはやはりやったほうが良いと思っております。

今、医療保護入院の同意、不同意がありまして、家族等が同意することになっているのですが、市長も同意できるとなっておりますので、これからは市長同意が増えていくと思っております。改正法により、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意を可能とする等、適切な医療を提供できるようになりました。

その中で、この入院者訪問支援事業は、市長は同意できますけれども、退院させるお手伝いはしませんので、ぜひ外部の方が訪問に来て退院できるようにという大事な取組で、権利擁護にも関わってくると思うので、これはやっていただきたいと考えております。

それから、先ほど言った精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、私たちはにも包括と呼んでいるのですが、にも包括の中に14項目の事業があって、令和5年から8項目に再編されています。この事業の中にも訪問支援、アウトリーチ支援というものがありますので、そういうことも取り組んでいけたらいいのかなと思っております。

皆さんもご存じのとおり、障害者権利条約の日本審査で、精神科病院の権利の問題がかなり指摘されております。

虐待については、虐待防止のところに入れていただきたいと思っています。これは、2番について、もしかしたら2番にも関わるかもしれないのですが、精神科病院の普及のところが入っていないのですよね。せっかく6年に1回の障がい者プランのところに入れていかないと、かなり立ち遅れるのではないかと思いますので、こういう普及啓発や推進のところには精神科病院もぜひ入れていただきたいと思っています。

このことについてと、入院者訪問支援事業は取り組んでいただきたいと思っています。

あとは、今、精神障がい者の旧退院促進支援事業で退院させようという精神障がい者の地域生活移行支援事業、ピアサポーター活用業務が基幹相談支援センターワン・オール1か所のみで実施しているのですが、今、ピアサポーターがたったの3名しかいないのです。入院者訪問支援事業と併せて、国もピアサポーターに力を入れておりますので、これは増やしたらいいかなと思います。

今言って、すぐ来年から取りかかれるのかという問題もあると思います。改正精神保健福祉法も去年の話ですから、札幌市もまだまだついていけないところも正直あるのかなと思います。例えば、モデル区を決めて取りかかっていくことも必要かなと思います。この機運が高まっている時期にプランに盛り込んでいただけたらなと思います。

ぜひ、当事者の石山委員の意見もお聞きしたいと思っています。

○浅香部会長 石山委員の意見をお聞きしたいということですが、どうですか。

○石山委員 今、荒川委員がおっしゃったことが全てのような気がしています。

僕も何か動きがあったら、精神障がい者の長期入院患者さんの退院促進のことはお話ししようと思っていたところだったのですが、荒川委員に代弁していただいたので、全くとおりだと思っています。

○浅香部会長 そのほか、ございませんか。

○松本委員 私は、この会議で、ずっと就労支援の質にこだわって発信しようと思心決めてきています。

第1回会議のときに、サービスの質について、札幌市にご質問させていただいたときに、きちんとしたアセスメントだという、まさしくそうだよなという答えをいただけてうれしかったのです。

やはり、昨今の状況を見ていると、B型、A型は数がどんどん増えていて、その質のところなどが、この間ずっと考えていました。やはり、一つ大きな要因は、数年前にスタートした直Bアセスメントです。B型を利用するに当たっては、それぞれの市町村ごとにきちんとアセスメントをする体制を整えることを求められていたのだけれども、結局、札幌市としては、そこを札幌市でどうするぞということではなくて、結果的には、各就労移行支援事業所に直Bアセスメントを丸投げという語弊があるかもしれないけれども、お任せをしていて、結果として、本当に安易にB型に利用者が流れていってしまう、また、働き

たい、一般企業でチャレンジしたいと思っている人も、その流れの中でB型に埋没してしまっていて、なかなかその先の就職に向かっていかないという実情があったのだろうなど自己反省も含めて考えています。

そういう意味では、まだ具体的な中身が全部見えているわけではないですけれども、就労選択支援事業という新設される制度がちゃんと機能することによって、本当に一般企業で就職していききたいという方が実際に支援を受けたり、その訓練を受けることができたり、逆に、本当にA型、B型で働き続けられることがその人の幸せにつながっていったらいいよなとすごく考えています。

まだ、就労選択支援事業なるものの中身の詳細は出てきていないので、今、この計画等に盛り込むことはなかなか難しいのかもしれませんが、ただ、作業場面でのアセスメントもきちんとしよう、聞いただけで、こう言っているからああだこうだではなくて、実際の作業場面でのアセスメントがどうやら位置づけられると。あとは、そうなってくると、作業場面の設定をちゃんとできるようなお金が必要だったり、何よりもアセスメントを作業場面ですべてちゃんと取れる人材の育成、確保が追いつくのだろうかというところと、もう一つは、結局、今のA型、B型に就労選択支援事業という掃除機みたいなものがくっついて、ただ自分の事業所に利用者を迎え入れるための窓口にならないだろうかと逆に懸念しております。そういう意味では、中立性、公平性をどういうふう担保していくのか、まだ制度が見えていない中ではあるけれども、多分、そこがこの次のプランの中では、就労場面の大きなポイントになるだろうなと思っています。

現時点で文言に入れたり計画に入れるのは難しいのかもしれないけれども、先ほど申し上げた人材の育成、作業場面できちんとアセスメントを取っていくことを札幌市としても事業所にちゃんと求めていくのだということであったり、かつ、中立、公平の立場で、本当にその方の就労の方向性をきちんと見極めていくための制度、社会資源であることを一緒にやっていただけたらというお願いであり、意見でした。

○浅香部会長 本当に根の張ったご意見で、私も本当に同感いたします。

ほかにございませんか。

○近藤副部会長 まず、1点は、自立支援協議会の運営委員会で上がっていた意見の関連ですけれども、145番のところで、地域移行等のお話を書かれていたかと思います。地域移行の出口の人数も重要ですけれども、入所の場合、待機している方の数も見える化していただけると、いろいろと対応が考えられるのではないかとということで、協議会の委員から意見がありましたので、こちらでお伝えさせていただきたいと思います。

続いて、165番等の取組概要に、「『LINE』や『Twitter』」と書いてありますが、ツイッターは名称が変わったということを一応お知らせしておきたいということでの指摘でした。

あとは、資料1に移らせていただきまして、19ページの療育・教育の充実で先ほどご説明を受けた点で、確認という意味でお聞きします。

19ページの上の表で、障がいに応じた教育内容の充実が重要だと挙げられておりまして、もちろん、とても大事だと思いますが、この辺りは障害者権利条約等でも指摘されていますけれども、やはり日本はインクルーシブ教育ではなくて分離教育だと言われています。その点を踏まえて、単に分離した形で教育内容が充実していくことではなくて、インクルーシブな形でちゃんと充実させていくところを念頭に進めていただけるとうれいなというところで、1点挙げさせていただきました。

続いて、基本施策10の文化芸術・スポーツの振興について、23ページのグラフを説明いただきました。ただ、この説明の中で、上も下も「わからない」という数字がものすごく多いのです。これは、逆に、障がい者のある方に情報がしっかりと伝わっていないというところが表れているのではないかと思います。様々な施策を進めていくのももちろん大事ですが、やはり、その情報をどのように伝えていくのか、分かりやすく、なおかつ、受け取りやすく伝えていくという点がものすごく重要ではないかと思いますので、ぜひその辺りも対応いただければと思います。

あわせて、スポーツ関係で、資料2の24ページの230番で説明していただきましたが、こちらものすごく重要になってくる中身で、札幌市でも少しずつ増やしている動きを私も聞いておりますので、ぜひ、ここは進めていただきたいと思います。

別の項目で挙がっていた学校の設備の改修も関わってくるので、市としては、個別ではなくて、その一連の流れの中でちゃんと進めていけるところで考えていただけるとうれいなというところで、意見とさせていただきますと思います。

○浅香部会長 それでは、最後に、まだお声を聞いていない石橋委員からお願いします。

○石橋委員 皆さんの活発なご意見に圧倒されてしまいました。

1点だけお伺いしたいことがあります。

これは、多分、市長の肝煎りだと思うのですが、これは黒塗りのところがそれに該当するのでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ユニバーサル推進室が各部局の事業の推進役ということで、計画の進捗状況の確認や、足りない部分の指導・監督を担うことになっています。

○石橋委員 僕も市政便りを見て、こんなものができたのだと知ったところなのです。

ぱっと見た感じ、MaaSは交通部局の政策的な話ですから、本来、そういうところがやるべき話かなと個人的には思っているのですが、やはり、この辺は行政の担当部局間での連絡調整は密にさせていただかないと、これは施策は私たちだから私たちが絶対やるという変な形での縦割りにならないことを祈るばかりです。

先ほど近藤副部会長がおっしゃられた230番は、僕もまさにそうだなと思っていたのですが、せっかく学校開放を行ったとしても、バリアフリー化がなされていなかったら意味がないわけです。

僕も浅香部会長に紹介していただいて現場を見学させていただいたときに、まさしく、障がい者スポーツの実態とバリアフリー化は違うレベルでありますので、偉そうな意見で

すけれども、そここのところの連絡調整は綿密に展開していただけたらと申し上げます。

○浅香部会長 もっと偉そうなことを言えば、ユニバーサル推進室長に、あなたのところは部局横断的なところだから、局長会議で言ってあげるので、権限をきちんと持たせてもらいなさいと言いました。お互いお客さんにならないように連絡を密にするような体制づくりをしてくださいとお願いしておきました。

ほかにございませんか。

○荒川委員 資料1のことで少しかだけお話ししたいと思います。

実態等調査の結果がパーセントで出ていると思うのですが、これはできれば母数を書いていただいたほうがいいかなと思います。それぞれの調査によって抽出数、サンプル数が違うのです。回収率も大体20%から30%で、例えば、障がい者調査だったら6,540件のうち、回収数が2,108件ぐらいです。

そして、私が気になったのは、15ページに精神科入院入院患者が退院したくない理由がありましたが、これは37病院で回収数が10です。これは1名ずつですから10名です。ですから、母数をちゃんと出さないと、これが全てなのかなと思ってしまうのです。

実は、私は、精神科病院入院患者が退院したくない理由のところはすごく納得できなかったのです。不安だから、退院して環境が変わることに不安というところをすごく強く出されているのですけれども、退院してからちゃんと住む場所がありますよ、支援する人がいますよという、そんなに不安ではないのかなと、私は年間何人もの退院支援に関わっている中で思っていたところでしたので、できればこういう調査の中に母数も書いていただけたらと考えております。

○浅香部会長 貴重なご意見をどうもありがとうございました。

もし言い足りないことがあれば、次回が最後の会議になりますので、8月中に書面にして児玉課長のところに提出していただければ、9月8日の4回目の会議に反映していただけると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長を降りまして、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 本日もどうもありがとうございます。

先ほど部会長からありましたけれども、ご意見がありましたら、随時、ご連絡いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次回検討部会は、最後になってしまいますけれども、9月8日金曜日10時から2時間程度を予定しております。場所は、今のところ、地下1階1号会議室を予定しております。

後ほど、案内文書を送付させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で、令和5年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

以 上